

議案第72号

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例（平成15年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者（以下「利用者」という。）」を「者」に改める。

第5条の見出し中「利用」を「利用許可」に改める。

第6条を次のように改める。

（入園の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入園を拒み、又は退園を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品等を携行する者
- （2）感染性の疾病にかかっていると認められる者
- （3）前条各号のいずれかに該当すると認められる者

第7条第1項中「利用者」を「第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」とい

う。）」に、「命ずる」を「命じ、若しくは利用を制限する」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 利用の許可の条件に違反したとき。

第7条第1項に次の1号を加える。

(5) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、後納させることができる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、キャンプ場の電源の利用料金は、1回につき550円とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として、收受させるものとする。

5 指定管理者は、市長が公益上必要と認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第9条本文中「利用者は、利用期間中その利用に係る」を「ゆらぎの森の」に、「とき」を「者」に改め、同条ただし書中「利用者の責めに帰すことができない理由」を「特別な事由」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第8条関係）

利用料金

施設の名称		単位	基準額
ゆらぎ館	宿泊室	1人1泊	中学生以上 6,600円
			小学生以下 4,400円
	研修室	1時間	1,100円
	浴室	1人1回	550円
キャンプ場		1区画につき1泊	3,300円
		1区画につき日帰り	1,650円

備考

- 1 宿泊室の寝具を単独で利用しない小学校就学前の者の宿泊室の利用料金は、無料とする。
- 2 宿泊室の利用者が浴室を利用する場合の浴室の利用料金は、無料とする。
- 3 利用時間が1時間未満の場合又は利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第8条第2項に規定する利用料金の承認に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

キャンプ場の整備に伴い、新居浜市森林公園ゆらぎの森の利用料金について見直しを行うため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。